

佐賀県中央児童相談所長 様

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する

第三者評価

# 報告書

(令和5年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で佐賀県中央児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(2023 年度版)」を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

61 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

### 3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

## — 目次 —

<b>一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法</b> .....	1
<b>目次</b> .....	3
<b>総評</b>	
総評 .....	6
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援 .....	9
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備 .....	11
第Ⅲ部 一時保護所の運営 .....	13
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント .....	15
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き .....	17
<b>アンケート結果</b>	
こどもアンケート結果 .....	18



# 総評

(2023年10月17日~18日 実地調査実施分)

## 総 評

○日々の業務において、職員の方々が子どもたちを大切な存在として守ろうとする姿勢が強うかがわれました。子どもへのアンケートでも、一時保護所での生活について「よかった」「まあよかった」との回答が 85%を超え、満足度も概ね高いことは、その成果であると言えるでしょう。現地調査の間にも、職員は温かく親身な様子で子どもに関わっており、子どもから職員に近づいていく様子が頻繁にみられました。

しかし一方で、安全を第一に考えるあまり、子どもたちが守るべきルールや行動の制限を設定して、問題行動やトラブルを回避することに重きが置かれているように感じられます。

トラブルに遭遇することで集団生活をおくる子どもたちの安全・安心が脅かされる事態は極力避けたいところですが、アタッチメント理論の視点で言えば、危機的な状況、安心が脅かされそうな状況において、身近にいるおとなの手助けや寄り添いによって問題が解決され安心感を回復する経験の積み重ねが、基本的安心感の醸成につながるとも言えます。『あなたは大切な存在』という職員たちからのメッセージが子どもたちに届き、一時保護所の職員が頼りになるおとなとして子どもに出会うことを土台に、一人ひとりの子どもがもつ強みがエンパワメントされるような一時保護所の支援ケアのあり方について、検討を重ね、実践につなげていかれることを期待します。

○上述した課題は、子どもの権利保障、意見表明権の尊重、行動の自由の保障などの面での課題としても、認識されるべきでしょう。一時保護所にやってくる子どもが受けてきた権利侵害の現実、その痛みや不安を理解し、おとなへの信頼と子どもの権利の回復をはかる最初の場合が一時保護所であるという認識を持って、子どもに寄り添うことが必要です。

そのためには、子どもの言葉に耳を傾け、意見を大切に受け止めることが基本です。そして、権利保障の根幹にある、①生まれてきてよかったね。②ひとりぼっちではないんだよ。③あなたの人生はあなたが選ぶ。という3つのメッセージを、あらゆる場面で伝え、実現できるように努めることをお勧めします。一時保護所全体でその方向性を学び、共有し、実践することが子どもの権利保障ということであると、理解してください。

○職員の体制と資質向上については、各層の職員から不足の状況が挙げられました。現在は心理職員 1 名が欠員であるほか、夜勤体制の乏しさ、休憩時間の確保が難しいことなど、恒常的な人員不足の影響から、支援の質や職場環境の充実を図るための時間が確保できない状態にありました。また、権利擁護・職員研修・人材育成に関する情報収集が十分でない印象を受けました。

一時保護所における調査研究資料として「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」、「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究」、「一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究」等の教材・資料がネットから収集できます。児童福祉法の改正等によって一時保護所の在り方は変革の時を迎えています。ここで情報収集の部門を設立することは極めて重要であり、心理職や SV 級職員の活用が期待できます。

さらに、常勤職員、会計年度職員、相談部門職員といった区別のない横断的なプロジェクトチームを作り、子どもの権利保障、意見表明支援、行動規制の見直し等をテーマにして検討を開始する取り組みが求められます。

○職員間の引継ぎは事務的な内容だけではなく、子どもの状態や対応、職員の倫理観や支援の在り方などについても、支援の質を高めるための情報が細やかに共有されていました。日々の行動記録も綿密かつ丁寧に記録されていました。

○子どもの支援方針を検討するにあたって、児童福祉司、児童心理司、そして一時保護所職員の三者協議を定期的に行っており、援助方針会議にも一時保護所職員が参加していました。特に、一時保護所職員間の情報共有については各職員が主体的に取り組んでいる点は高く評価できます。しかし、観察会議は実施されていない状況でした。観察会議は複数の職員の視点を集約する場であり、支援方針が個人の判断に偏らないようにするうえでは極めて重要な機会となります。今後、歪みのない適切な支援方針を検討するにあたっては、支援方針の検討を職員個人の判断や意見、主体性に委ねるだけでなく、複数職員の情報を集約する機会として観察会議の実施が求められます。

観察会議を実施する際には、児童福祉司・児童心理司・一時保護所の心理職等の参加も重要となります。子どもの学習時間の中に職員が集まり、スーパービジョンの位置づけで観察会議を週に数回実施すること、行動観察の視点に専門的な知識を取り入れることも重要です。

行動観察の視点は「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」に記載されており、「子ども虐待対応の手引き」、「子どもの強みと困難さアンケート」、「CBCL」等を活用することができます。職員の観察の視点を養い共有化することで、一見すると適応的な子どもや、不適応的な行動を示す子どもの背景にある問題性に気づくことができるため、子どものケア・アセスメントの充実が期待できます。

○職員ひとりひとりが、それぞれに問題意識をもっている現場であることが見て取れました。ただ、そうした課題について職員間で意見交換し、現状の課題や取り組むべき方法について議論する場や、連携して改善し、実現しようとする機会のないことが残念です。全体職員会議の実施や、朝の引継において記録を読めばわかる報告を省略し、意見交換の時間を設ける等といった工夫により、風通しのよい、職員間の連携を実現してください。

○保護解除にあたり、一時保護所内における行動観察により得られた子どもの生活上の課題・対応のヒントを、施設・里親・家庭に対し書面で連絡をしているということですが、それだけでなく、児童福祉司と同居して口頭で伝えることはとても有意義です。そのような積極的な取り組みを検討してみてください。

取組み主体	課題、取り組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時保護所に保護されてくる子どもの権利侵害状況、心情を理解し、その言葉を聴いて、寄り添ことの意味の理解。子どもに信頼されるおとなとなるための努力。</li> <li>○一時保護所における子どもの権利擁護がどうあるべきかを考え直し、無断外出や個人情報交換等の過去に起こった問題行動や、トラブルの再発を防止するための過剰なルール、行動制限の妥当性について、職員各々が考え、互いに議論する場を設けること。</li> <li>○CSP の限界の把握と、トラウマインフォームドケアやアタッチメント（愛着）理論等、最新の専門的な知識やスキルの習得。</li> <li>○トラウマ、愛着、発達障害など、子どもの臨床的な課題への理解と対応に関する知識・技術・態度の習得。</li> <li>○管理的な対応にならないように、予防教育の充実と、子どもの主体的な成長を導く機会を提供し、子どもたちが愛着を感じられるような生活場面や職員の対応を充実させていく意識。</li> <li>○心理職や SV 級職員の活用と、管理的な思考や組織運営に染まらない心掛け、またセルフケアの充実。</li> </ul>

<p>児童相談所 (一時保護所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの権利擁護について、職員たちの体系的な理解を促すような研修・自己研鑽の機会の提供。(日本子ども虐待防止学会の HP 内の「子どもの権利に関する資料集」が有用)</li> <li>○子どもの意見表明権を保障するツールを導入するため、子ども会議の実施、形骸化された意見箱の活用再検討、訪問アドボケイトの導入などについての検討。</li> <li>○行動制限をする規則について、ひとつひとつ根拠を整理したうえで不要な規則を廃止すること。また、個室の利用制限の緩和、私物の使用範囲の拡大等の個別的な支援の充実。</li> <li>○トラウマ、愛着、発達障害など、子どもの個別の事情に合わせた支援を提供できるような研修の導入と人材育成計画。</li> <li>○信教の自由の保障、性的アイデンティティなど、これまで遭遇していなかったケースを想定した対応準備。</li> <li>○権利擁護・職員研修・人材育成等に関する情報収集力の向上。</li> <li>○問題の収集と対応を図るためのプロジェクトチームの結成。</li> <li>○職員間の合意形成を図るための職員会議の実施。</li> <li>○複数職員及び専門職の視点を担保する観察会議の実施、行動観察の視点に専門的な知識を取り入れ、視点を職員間で共有化する取り組み。</li> <li>○課題解決・処遇改善をめざす姿勢を持続していくため、毎年の自己評価、3年に1回の第三者(外部)評価を事業計画に組み込んでいくこと。</li> </ul>
<p>設置自治体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正規職員の不足補充、専門性の高い人材の確保・育成。</li> <li>○会計年度職員の採用が公募できず職員の紹介制となっている状況の解消、保育士、児童指導員の有資格者を含む専門職員の採用。</li> <li>○夜間について、地域の大学等と連携して夜間指導員を確保し、正規職員を含めた複数で勤務できる仕組みを整備。次の段階として、宿直ではなく夜勤体制への移行をめざすこと。</li> <li>○外部の業者、ボランティア、学習講師、SVなどを柔軟に活用できる仕組みの確保。</li> <li>○来年度公開される予定の一時保護所の設備・運営基準に定める「職員配置・設備環境・専門職の配置・ICT活用」等を参考にして、その基準を超える一時保護所の体制・環境を整備すること。</li> <li>○首都圏や関西で開催される“一時保護所職員を対象にした研修”の参加や、先進的な取り組みをしている他自治体の一時保護所視察のための出張の予算措置。</li> </ul>
<p>国</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時保護所における子どもの権利保障の理念の明確化、周知徹底。</li> <li>○職員研修・人材育成など、ネットで入手できる教材・資料などの情報が入っていない地域への周知方法検討。</li> <li>○一時保護所が県内に1カ所のみ等の理由から、情報が行き届かず支援のアップデートが図れない地域に対し、先駆的な取り組みを行う地域と結びつける仕組みの構築。</li> <li>○人材確保のため、会計年度職員の処遇向上。</li> <li>○ブロックごとの合同研修会等の取組みの整備。</li> <li>○外部の業者、ボランティア、学習講師、SV等の積極的な活用の提案。</li> <li>○一時保護所をテーマにした優れた実践家や研究者を現場と結びつけるための、一覧表の作成と公開。</li> <li>○全国各地の優れた実践、研究状況、研修講師リスト等がワンストップで閲覧可能な情報サイトの開設。</li> </ul>

## 第 I 部 子ども本位の養育・支援

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

○ 子どもの権利についての子どもへの説明は、一時保護所のしおりを用いてなされているとのこと。しかし権利について書かれているのは 2 頁のみであり、その他の頁は生活・規則の説明となっています。権利の説明も、児童福祉法がめざす、“国連子どもの権利条約に基づく権利保障の理念”を適切に表現しているものとはいえません。

児童相談所に一時保護をされてくる子どもたちの多くは、虐待や不適切養育により、子どもの権利を侵害された被害者です。自分など生まれて来なければよかった、ひとりぼっちだ、自分の人生は自分のものではないと思われてきた子どもたちです。そうした子どもの権利保障とは、ということなのか、侵害された権利を回復するために、一時保護所は何をしなければならぬかという視点から、一時保護所全体で問い直し、考えていただきたいと思います。子どもの権利保障は、危険な環境からようやく救い出されて、一時保護所にやってきた子どもたちに、①あなたは大切な人なのだ、生まれてきてよかったんだ、②もうひとりぼっちにはしない、③あなたの人生はあなたが選ぶんだよという人権の根幹を、すべての職員が、あらゆる場面で伝えることを目指すことから始まります。全職員が一致して、その出発点に立てる一時保護所となることを期待します。

ひとつの工夫として、一時保護所のしおりと、子どもの権利ノートとを、分けて作成してみることを提案します。その過程で、子どもの権利制限をするルールはどうあるべきかの検討が進むことも考えられます。

○ 子どもの権利保障の中核にあるのが、意見表明権の尊重です。子どもが関わるあらゆる場面で、子どもの気持ち、意見、希望を表明することができ、その意見をおとながきちんと聞いて、受け止めるということが求められます。それは子どものわがままを全て実現させるということではありません。子どもの言葉を真剣に聞いて、取り入れられることは取り入れ、できないことは理由を説明して、理解を求めるといことです。言葉をきちんと受け止めてくれるおとなを、子どもは信頼します。これまでの人生で、子どもが出会うことがなかった信頼できるおとなとして、一時保護所の職員が子どもと出会ってほしいのです。

子どもへのヒアリングでは、短時間の対話のなかで「日記に意見は書きづらい」「職員が忙しそうで言いづらい」「職員には言っても仕方ない・変わらないと諦めている」など、大小はあれども、一時保護所での生活についていくつもの不満や希望が聞かれました。

日々の忙しい生活の中、ひとりひとりの子どもとの関係で、意見を聴くことは到底できないと思われるかもしれませんが、しかし、まず職員が様々な場面で、行動観察やトラブル防止のために離れた位置から子どもを観察する、というだけでなく、子どもと遊んだり、雑談をしながらコミュニケーションをはかること、また子どもに指示を伝達するだけでなく、子どもと一対一で向き合う機会を作る努力が大事です。そして子どもの言葉を聴くという姿勢をとっていただきたい。子どもは敏感に感じ取り、聞いてくれる人だとわかると、語り出します。

また、子ども会議のような仕組みを定例化し、行動制限への不満や改善希望を自由に表明できるようにし、話し合う場も必要です。意見箱は設置されていても、紙と筆記具の使用に制限があるため、使われていませんでした。子どもが匿名で意見を言うことができる仕組みも必要、という認識を職員間で共有し、現在の仕組みを見直して、意見箱が気軽に使えるように工夫していただきたいと思います。

今後、外部から意見表明支援員が導入されることになるとは思われますが、常日頃、子どもの傍らにいる一時保護所の職員こそが、子どもの言葉を最もよく聞くことのできる立場にあるおとなとして、子どもに寄り添えるようになる取組みを望みます。

○ 所の第一印象としては、一時保護所内の子どもたちの雰囲気明るく、職員との関係性も和やかで落ち着いており、評価者ら外部からの訪問者への接触も自然に行われていました。

しかし自由時間のリビングでの過ごし方や、自室への戻り方、私物の持ち込み、鉛筆や紙の使い方の制限、職員の話や食事の終了時に一斉に倫理綱領を唱和するなど、規則が多くありました。これらは、トラブル防止、安全配慮に重点が置かれ過ぎていることが原因でしょう。虐待や不適切養育のために傷ついた子どもたちが、家庭的な環境で安心して暮らすという目的に照らし、子どもの安心の確保、日常生活の連続性の維持

などの視点から、規制をできるだけ少なくできる方法がないか、個別対応の方法がないかなど、検討しなおすことを提案します。また規制の理由が明確ではなく、長く行われてきたことだから続けているというものについても、見直す必要があります。

外部講師による研修も必要ですが、オンデマンドの WEB 研修の導入をはかる、勤務日程に定期的に研修日を組み込むなどの工夫もしてみてください。また、中堅・若手の職員で、常勤職員・会計年度職員の区別なくプロジェクトチームを作り、子どもの権利保障・意見表明支援・行動規制の見直しをテーマに検討するという取り組みも提案します。

○ 所内を挙げて CSP を学び、これに従う子どもの好ましい行動への動機づけとして、期間ごとにめざす行動パターンを定め、相応しい行動をした場合にはシールを貼って励ますという取り組みがなされていました。しかし子どもヒアリングでは、どのような表情で行動をすればシールがもらえるかという情報が子どもの間で共有され、“シールを集めてアイスクリームを買ってもらうこと”が目的となっている様子も見受けられました。よい行動への動機づけをして奨励するという目的から逸れ、子どもの行動に賞罰を与え、利益誘導をするという実態に陥っていることが疑われます。今一度、全職員の意見交換により、また外部の実践にも学び、この指導法を見直してみてください。

○ 信教の自由の保障について、これまでに検討する必要のあるケースがなかったとのことですが、今後、外国人の増加に伴い、例えばイスラム教を信じる子どもが保護されるかもしれません。その場合に備え、ハラール食や礼拝の時間・場所などを提供できるよう、情報を整理しておくことをお勧めします。

○ 性的なアイデンティティの尊重についてですが、これまでも、子どもが主張できなかつただけで LGBTQ の子どもが保護されていたかもしれません。今後増えてくることも予想されます。男子寮、女子寮の仕切りを変えて対応することは可能との説明はありましたが、ハード面だけの対応で済むわけではありません。性的なアイデンティティを尊重するために、子どもにどのようなニーズがあり、どのような対応が必要になるのかを職員が学び、子どもひとりひとりを大切に、個別に対応するという原則に基づき行動できるよう、準備しておくことが必要です。

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	C
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	B
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	B
No.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	B
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	B
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	B
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

## 第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

### 総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

○ 子どもの安心・安全の環境づくりのために、CSP の考え方を組織的に導入していました。CSP の知識や技術を修得するための人材育成の仕組みも整備されており、また、CSP の内容に基づく個別の支援計画を立て、職員全員で CSP の考え方を基にした支援を行っていました。専門的な支援技術を組織全体で推進していく取り組みは、高く評価できます。一方、一時保護所には特別なケアや配慮の必要な子どもが入所します。今後は、トラウマ、愛着、発達障害など、子どもの個別の事情に合わせた支援を提供できるような研修の導入と人材育成計画も求められます。

○ 生活環境については隅々まで清掃が行き届いており、清潔感がありました。また、閉塞感のない生活空間となるように、最小限の掲示物や家具などの配置がなされていました。一方で、施設のハード面や備品の老朽化が進んでいました。破れた壁紙、剥がれた床、ねじが緩いテーブルなど、修繕や購入の必要な箇所がいくつも見受けられます。子どもが健やかに育つ権利を保障するためには、最低限の物が揃っている状態を維持するだけでなく、生活の質を高めることが求められます。特に生活環境を整えることは、子どもの一時保護所に対する愛着を高めるうえでも重要です。一時保護所を大事に思い、そこにある物や環境を大切にしていきたいと思えるような環境整備の充実が求められます。

○ 職員間の連携については、まず、職員間の引継ぎの時間が十分に確保されていました。その内容は事務的な引継ぎだけでなく、子どもの状態や対応、職員の倫理観や支援の在り方などについても、支援の質を高めるための情報が細やかに共有されていました。また、引継ぎに参加できなかった職員が後から内容を確認できるように電子上で情報を共有する仕組みもあり、高く評価できます。一方で、職員全体の会議が何カ月も実施できていない状況がありました。人員不足のためにシフト調整で手一杯であり、やむを得ない状況であることを察しますが、職員会議の場は組織全体の合意形成を図るうえで極めて重要な役割を担います。今後は、清掃や洗濯などの直接的な支援に関わらない部分を外部業者に委託することで、全体会議の実施はもちろんのこと、支援の質を高めるための体制強化に努めることが求められます。

○ 子どもの個別性を保障するために、個室の提供、約束事の掲示、“身近に頼れるおとな”を感じられるような職員配置がなされていました。約束事の掲示物については、「して良いこと」「してはいけないこと」などが明示されており、子どもと職員が対応方針を共有できるように、支援の透明化に努める様子が見受けられました。また、職員は温かく親身な様子で子どもに関わっており、子どもから職員に近づいていく様子が頻繁にみられました。

一方で、掲示されている約束事の内容は指示的な形式が多く、約束が守られなかった際の懲罰的な対応が生活内に浸透している様子が見受けられました。また学習や自由時間など、子どもの活動時に職員が子どもの視覚に入る箇所でメモ紙を手に取り、明らかに子どもの様子を記録・観察する様子や、個人の居室や職員室を常時施錠しているなど、子どもの権利を保障するという支援からみると、適切とはいえない対応が見受けられました。今後、掲示物については、子どもの権利保障や個別性への配慮などの意図を明確にし、指示的な形式ではなく、子どもの主体的な成長を導く表現に修正することが望まれます。子どもの様子を記録することについては、職員の雰囲気や子どもの緊張感を高め、子どもの過剰適応を引き起こし、職員に胸の内を話すことへの抵抗感を高める恐れへの配慮が必要です。子どもの権利を保障する対応には、どのようなことが求められているかについて、より早期の段階から子どもや職員に対する予防教育の充実が求められます。

○ 職員の体制と資質向上については、各層の職員から不足の状況が挙げられました。現在は心理職員 1 名が欠員であるほか、夜勤体制の乏しさ、休憩時間の確保が難しいなど、恒常的な人員不足の影響から支援の質や職場環境の充実を図るための時間が確保できないようでした。また、一時保護所の運営指針である「一時保護ガイドライン」や、ガイドラインを分かりやすくまとめた「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」が職場内で浸透していない状況がありました。今後の対応としては、例えば心理療法担当職員を直接的処遇の場から離して、アセスメントを得意とする専門職として機能させることが挙げられます。心理職と SV 級職員が協働し、一時保護所に関する国の調査研究の報告書や全国所長会議資料等を活用しながら他の一時保護所と比較すること、そして、一時保護所で生じる問題のアセスメントと組織全体での共有が求められます。

○ 権利擁護・職員研修・人材育成に関する情報収集力が弱い印象を受けました。一時保護所における調査研究資料として「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」、「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究」、「一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究」等の教材・資料がネットから収集できます。児童福祉法の改正等によって一時保護所の在り方は変革の時を迎えています。情報収集の部門を設立することは極めて重要であり、心理職や SV 級職員の活用が期待できます。さらに、常勤職員・会計年度職員・相談部門職員といった区別のない横断的なプロジェクトチームを作り、子どもの権利保障・意見表明支援・行動規制の見直し等をテーマにして検討を開始する取り組みが求められます。もちろん、OJT の充実も肝要です。SV に再任用職員を採用していますが、職員間の上下関係が気遣いとなり、自己表現の機会を阻害する可能性もあります。いずれにしても、チームアプローチが望まれます。

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.15	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	B
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	B
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	C
No.21	情報管理が適切に行われているか	A
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.23	一時保護所職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	A
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取組んでいるか	B
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.27	警察署との連携が適切に行われているか	A
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	A
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

### 第Ⅲ部 一時保護所の運営

#### 総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

○ 生活場面での子どもたちとのやりとりの様子から、職員の方々が子どもたちを細やかに見守り、丁寧に対応しようとする姿勢がうかがわれました。子どもたちの満足度が概ね高く、職員に大切にされていると感じていることはその成果であり、高く評価できます。

○ 同じ敷地内の体育館をほぼ毎日使用することができ、職員も一緒にのびのびと楽しんで身体を動かして遊ぶことができている。男女が別棟で生活しているなかで、体育館での活動においては男女対抗でバレーボール等をするといった配慮があり、性別の異なるきょうだいの交流の機会にもなっています。

○ 学習支援は、教育現場での経験が豊富な学習指導員が配置され、個別のプリント学習の形式で実施されており、主要 3 教科だけでなく理科・社会も取り入れている点が評価できます。一方で、学力が不振気味の子どもや苦手意識のある子どもにとっては、プリント学習は難しく感じたりやる気がおきなかったりするかもしれません。部分的に、雑学クイズや「今日は何の日」の講話等、学年に関係なく学ぶことの楽しさを体験できるような一斉授業を取り入れる工夫もあればよいと思います。

○ 理念・基本方針については、かなり以前に作成した「一時保護実施要領」に示されたものを職員間で共有しているとのことでした。法改正や一時保護ガイドラインなど法的背景のアップデートとともに、施設を運営していくうえで、職員たちが“子どもの権利擁護”と“自分たちの業務の意味づけやイメージ”を繋げ、共有するためのオリジナルの理念・基本方針の策定に取り組まれてはいかがでしょうか。

そして、その理念・基本方針を明示した職員必携の一時保護所業務に関するマニュアル、ハンドブックといったものの整備が必要と感じます。年度単位の事業計画、目標設定を明確化し、子どもの生活に関わること（行事計画等）だけでなく、施設運営（職員会議・観察会議の開催計画、理念・基本方針の策定プロジェクト等）に関する取り組みも取り入れるようにすると、質の向上を図る持続的な仕組みにもつながると思われまます。

○ 子どもたちの安全を守ろうとするあまり、問題行動や子ども間のトラブルを回避することを優先したルールや制限が設けられ、職員の見守りが、ともすれば監視のような雰囲気になりがちなところが気になりました。また余暇時間にどこで過ごすか、何をして過ごすかの選択肢が限られているため、子どもたちからは「一時保護所の生活はヒマ」という声も聞かれました。

マンガ本や音楽 CD のラインナップを増やし、貸出しできる遊び道具や CD プレーヤー等の順番待ちが起らないよう不足なく用意する等、レクリエーションのプログラムをより充実させることが必要です。また、子ども同士で遊んで過ごす様子を少し離れて見守るのでなく、職員がボードゲーム等の遊びと一緒に参加すれば、楽しい時間を共有でき、職員への親近感をはぐくむことにもつながります。

また、生活の大部分（就寝時以外）を集団で過ごす設定となっていますが、子どもの状況や意向によって、個室でのんびりリラックスして過ごすことも選択できるようにしてはいかがでしょうか。その際は、居室に持ち込めるもの（マンガ本、CD プレーヤー、ひとりで遊ぶ玩具類など）のルール緩和が必要です。

○ 食事場面は、男子棟と女子棟で雰囲気の違いがありました。感染症対策との兼ね合い、名残で男子棟のテーブルにパーテーションが設置されていました。黙食ルールの緩和とあわせて、早急にパーテーション撤去の検討を行い、楽しい食事の雰囲気づくりが必要です。食前食後に手を合わせて「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶は常識的なマナーの範囲と考えますが、毎食後、「日常五心」を唱えることには若干の違和感を抱きました。子どもたちはもとより職員もその理由・目的を明確に意識できておらず、前例踏襲で続けられているものかと思われまます、「素直」

「反省」「謙虚」「奉仕」「感謝」といった言葉を、虐待や不適切養育を受けてきた子どもたちがどのように感じ、受けとめるかに想像をめぐらせ、全員一律に適用される日課・ルールの是非を改めて協議・検討されることをお勧めします。ルール全般に言えることですが、子どもにルール設定の理由を尋ねられた時に、納得がいくような説明ができることは重要です。

○ 子どもたちから「外の空気を吸いたい」「空を見上げたい」といった声が多くあがっていました。閉鎖的環境での生活のストレス軽減のため、近隣の公園等へ小グループで散歩へ行くなど、外出の機会を設けることについて検討が望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	B
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.35	食事が適切に提供されているか	B
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	A
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	B
No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.48	障害児（発達障害、知的障害、身体障害など）を受け入れた場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.50	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.51	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.52	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	B
No.53	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	C

#### 第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

##### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

○ 日々の行動記録については、内容が綿密に記録されていました。子どもの様子のみならず、職員の対応や、対応による子どもの反応、具体的な言葉がけ、子どもの強みなどが丁寧に記載されている点は非常に高く評価されます。

○ 子どもの支援方針を検討するにあたっては、その都度、児童福祉司・児童心理司との情報共有が図られています。三者協議は定期的に行っており、援助方針会議にも一時保護所職員が参加しています。特に、一時保護所職員間の情報共有については、各職員が主体的に取り組んでいる様子でした。支援方針の決定に至るまでに、複数職員の視点を介する姿勢は評価できます。

○ 子どもの支援方針の決定について、担当者らによる三者会議は行われていましたが、月 1 回の開催頻度でした。また、担当外職員も含む観察会議は実施されていない状況でした。観察会議は複数の職員の視点を集約する場であり、支援方針が個人の判断に偏らないようにするうえでは極めて重要な機会となります。今後、歪みのない適切な支援方針を検討するにあたっては、支援方針の検討を職員個人の判断や意見、主体性に委ねるだけでなく、複数職員の情報を集約する機会として、観察会議の実施が求められます。観察会議には児童福祉司、児童心理司、一時保護所の心理職等の参加も重要となります。

○ 観察会議の実施にあたっては、先駆的な保護所の実践が参考になります。例えば、ある保護所では子どもの学習時間の裏で職員が集まり、スーパービジョンの位置づけで観察会議を週に数回実施するほか、行動観察の視点に専門的な知識を取り入れています。行動観察の視点は「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」に記載されており、「子ども虐待対応の手引き」、「子どもの強みと困難さアンケート」、「CBCL」等を活用することができます。職員の観察の視点を養い共有化することで、一見すると適応的な子どもや、不適応的な行動を示す子どもの背景にある問題性に気づくことができるため、子どものケア・アセスメントの充実が期待できます。

○ 子どもへの個別的なケアについては、CPS の理論を用いて丁寧に実践されていました。具体的な支援ツールを職員全体で活用しており、支援の統一化がなされている点については高く評価できます。一方、支援を受ける子ども側の声を聴くと、「素直で明るい返事をすることでポイントがたまる」、「ポイントがたまることでアイスがもらえる」、「でも、職員によって対応の仕方が異なる」、「得点をもらえることもあれば、同じことをしても得点をもらえない時もある」といった内容が語られました。

CSP は応用行動分析を背景にした理論であり、適切な行動の頻度を増やすことを目的に、適切な行動ができた場合に報酬を与えることがあります。しかし、子ども側の声を聴くと、その効果は十分ではないように感じられます。本来であれば、自身の成長や学ぶ喜びといった自発的な動機付けをベースにした支援が求められますが、現状、子どもたちは報酬を受け取ることや、叱られないことへの関心が高く、外発的な動機づけベースの支援であることが伺えます。

○ 今後、CSP の理論を踏まえた支援を継続していくのであれば、CSP による子どもへのケアの効果を行動だけでなく、子どもの思いや心境についてもアセスメントしていくことが望まれます。特に、アセスメントについては、虐待の影響全般の知識を活用することが望まれます。さらに、権利擁護の観点からは、職員の支援の在り方自体に子どもの声を適宜反映させていく仕組みづくりが求められます。子どもが自身の課題を認識し、適切な理解と対処を学び、一時保護期間中にケアが進むような支援の在り方が求められます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.54	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.55	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.56	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	B
No.57	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	B
No.58	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	C

## 第V部 一時保護の開始及び解除手続き

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○ 子どもの一時保護中の行動観察から見てくる子どもの課題、対応のヒントなどは、保護解除後の子どもの生活を支えるおとなたちにとって、貴重なものだと思います。解除にあたり、施設、里親、あるいは家庭に対し、書面で子どもの情報を伝えているとのことでしたが、それだけではなく、一時保護所職員が児童福祉司に同行して、口頭で伝える機会を設けることを検討してください。職員による対応が難しい場合は、管理職が情報を整理し、面談に出席をする方法も検討してください。</p>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.59	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A
No.60	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A
No.61	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	B

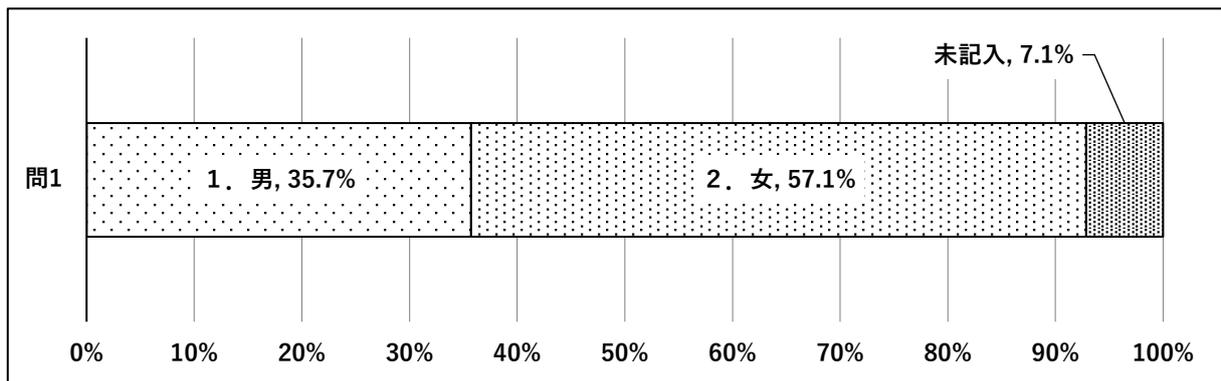
# こどもアンケート結果

(2023年8~9月頃実施)

対象：上記期間内に一時保護所へ入所中の子ども

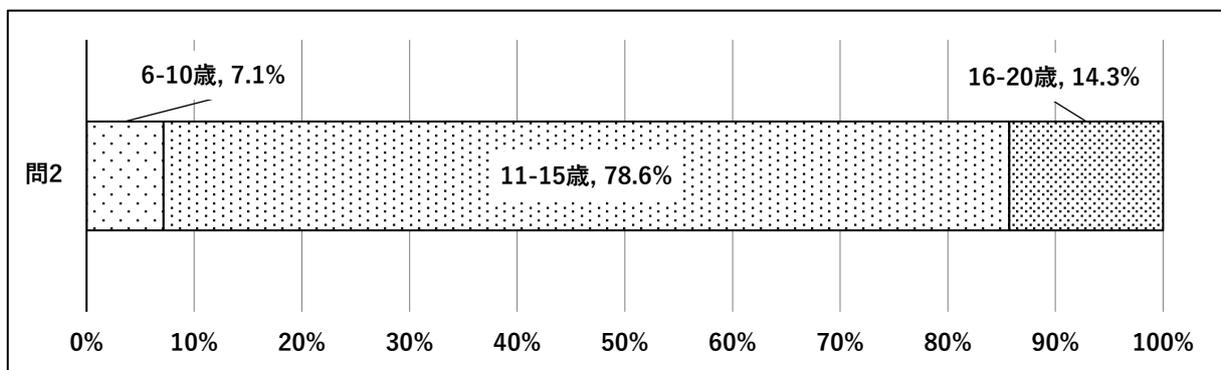
問1 性別は。

N=14



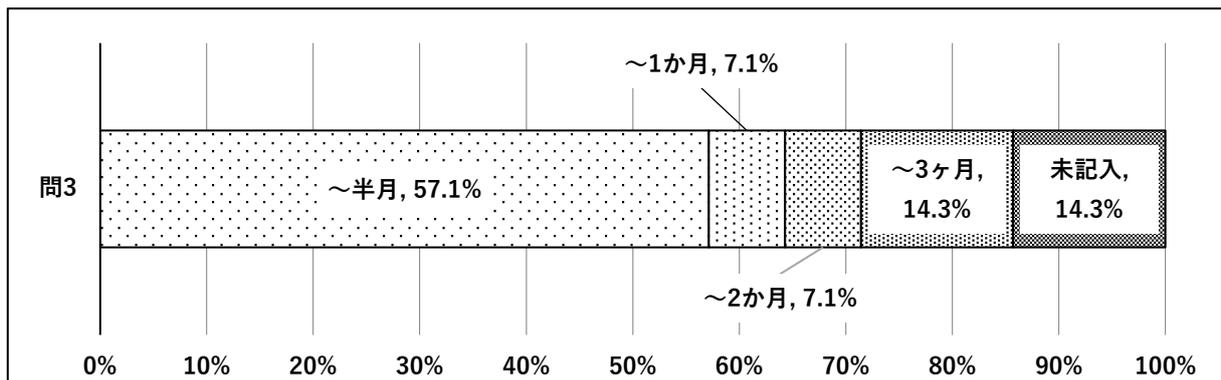
問2 年齢は。(アンケートに回答した日の年齢)

N=14



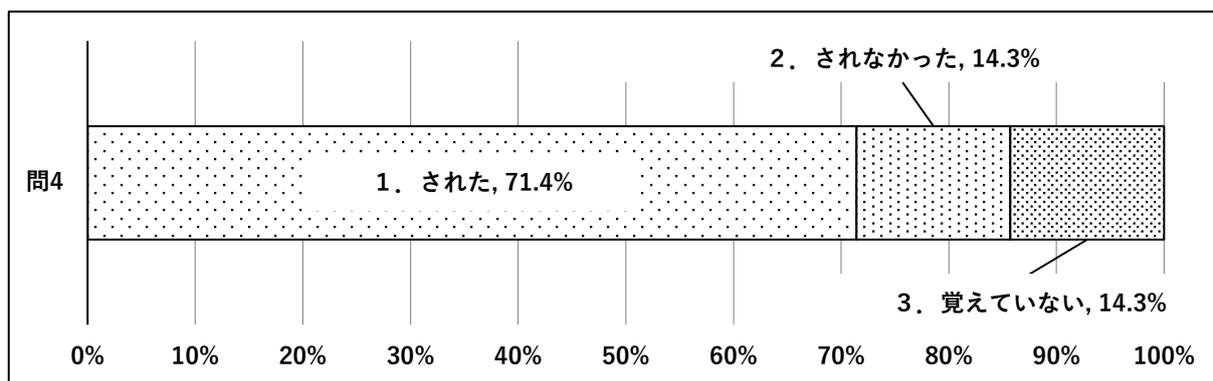
問3 ここに来た日から今日で何日目ですか。

N=14



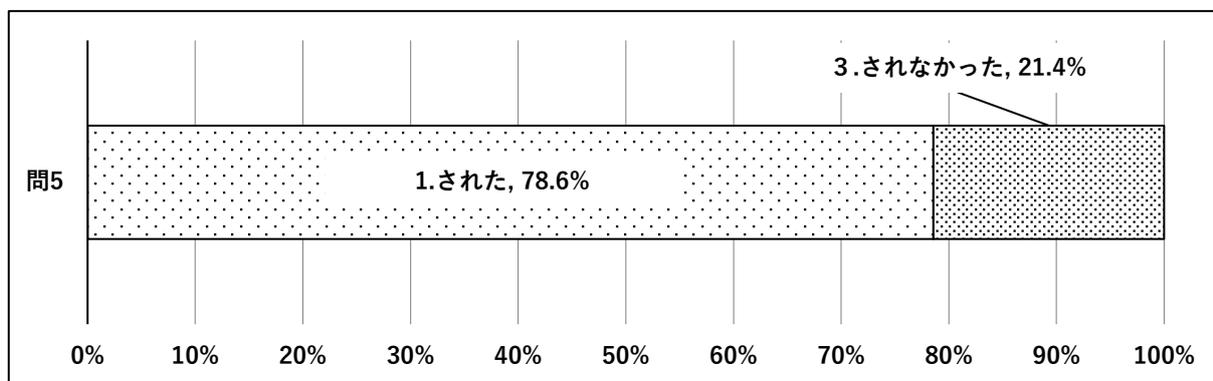
問4 ここに来る前に一時保護所がどのようなところか説明されましたか。

N=14



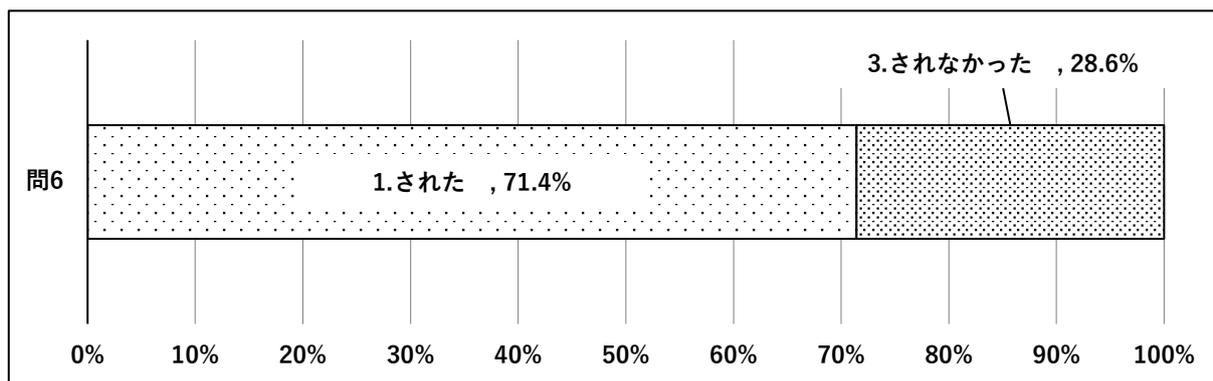
問5 あなたがなぜここで生活をするようになったのか、その理由を説明されましたか。

N=14



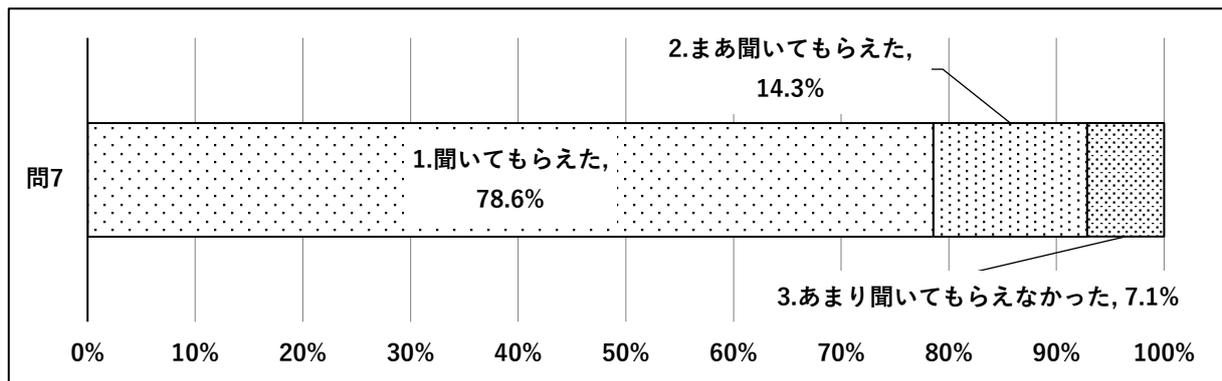
問6 ここには大体いつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話がありましたか。

N=14



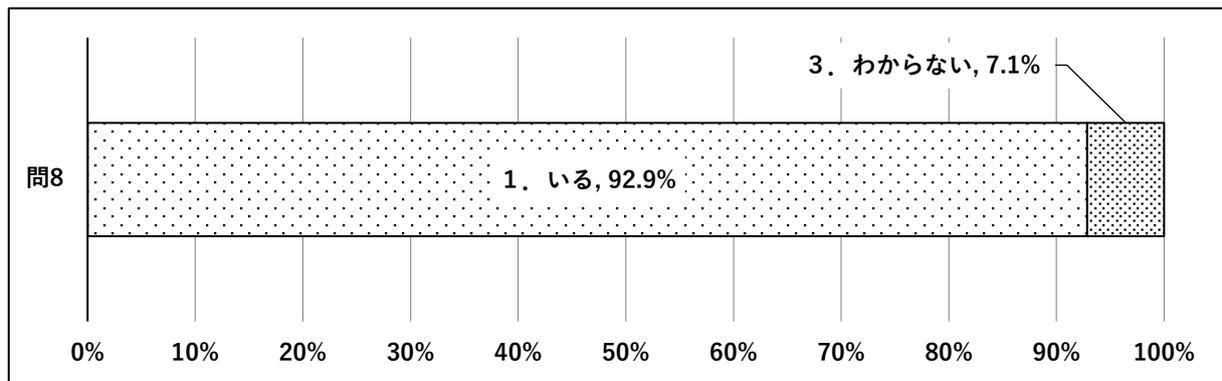
問7 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。

N=14



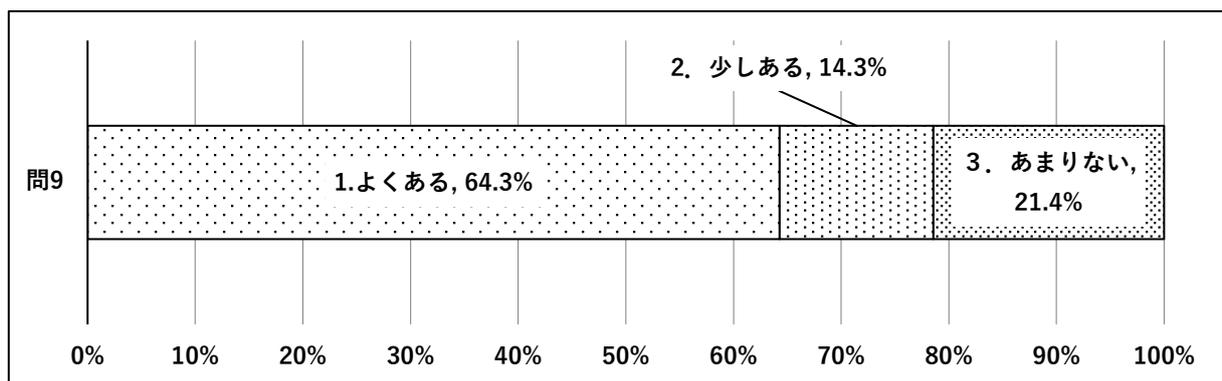
問8 児童相談所の人や施設の職員、里親さん、家族以外で、あなたの意見や考えを聞いてくれる大人はいますか。

N=14



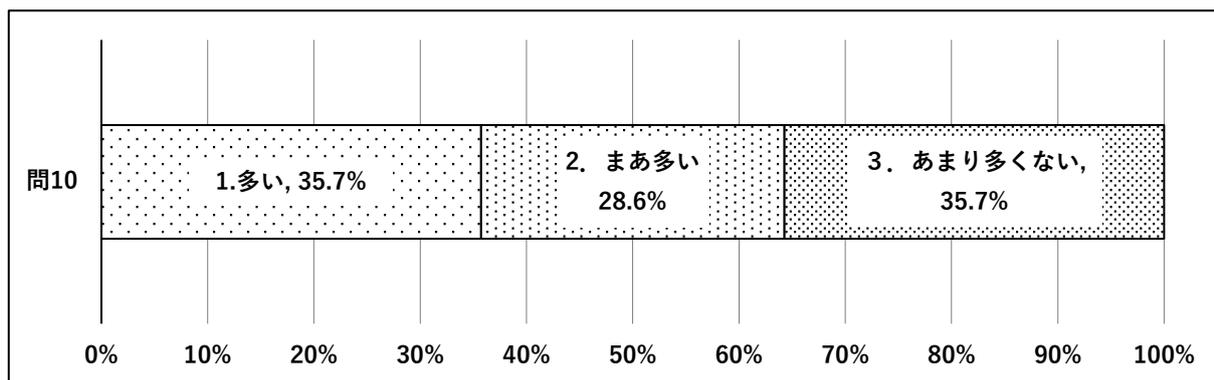
問9 ここでの生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。

N=14



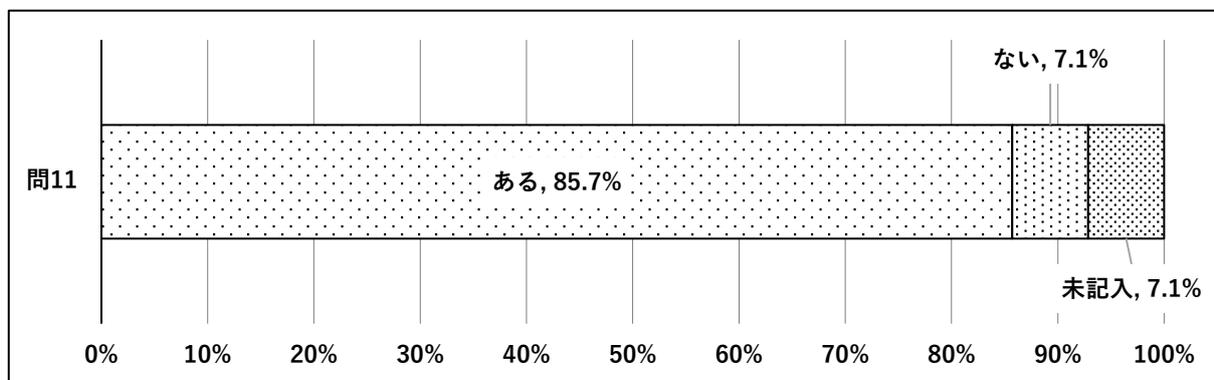
問 10 自由に過ごせる日は多いですか。

N=14



問 11 自由時間で楽しいことはありますか。

N=14



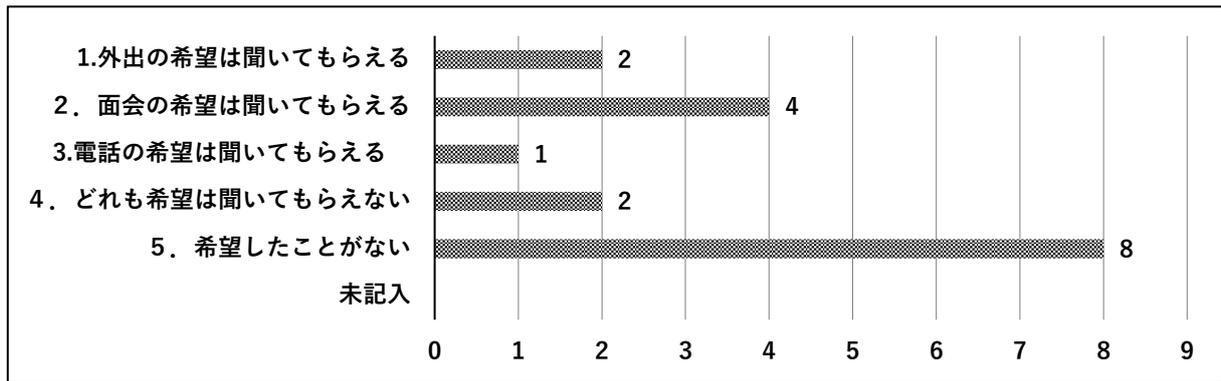
(「ある」と答えた人) それはどんなことですか。

N=8

- ・ぬり絵、CD、テレビ
- ・CD ききながらぬりえをする。図鑑をよむ
- ・音楽が聞けること。
- ・ミサンガがつくれる
- ・パズルや音楽をきくことが楽しいです。
- ・友だちとおしゃべり ミサンガ CD きく
- ・みんなで遊べること
- ・みんなと笑ったり遊んだりする 自由時間や体育のとき
- ・CD
- ・みんなでウノやトランプができること
- ・ぬり絵、CD、テレビ
- ・CD ききながらぬりえをする。図鑑をよむ

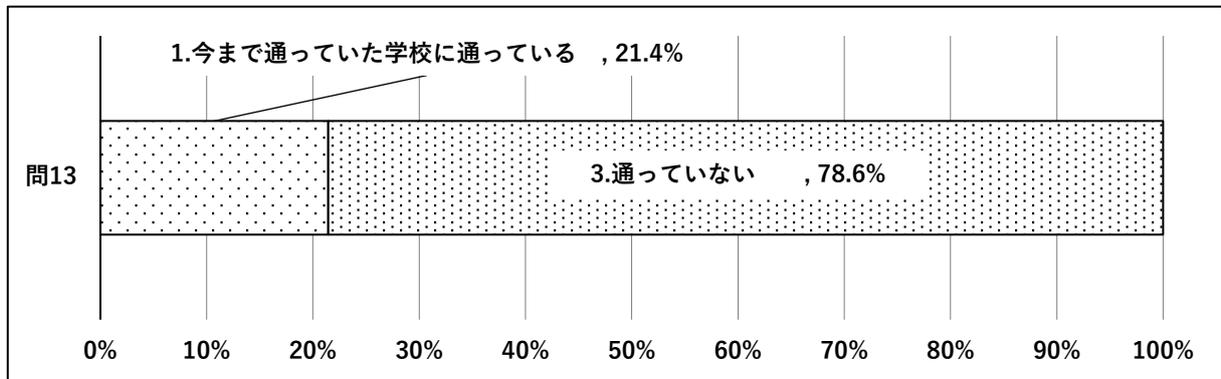
問 12 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答)

N=14



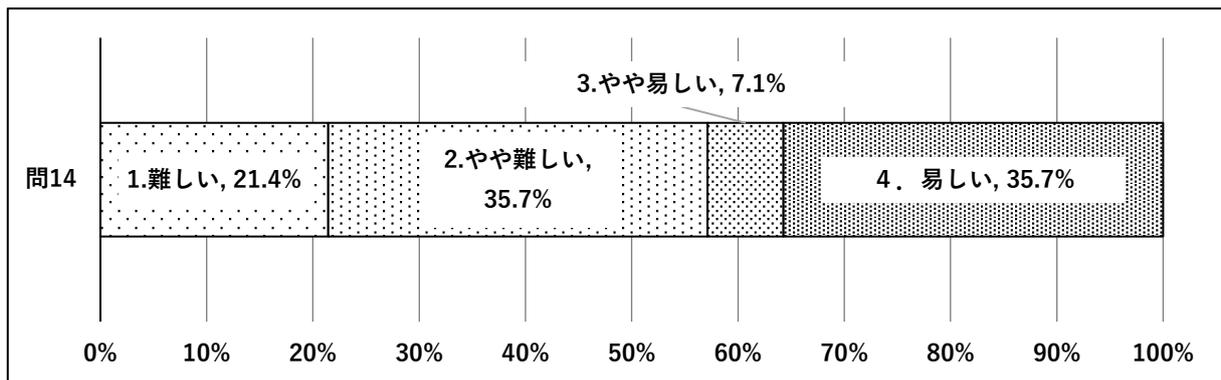
問 13 ここから保育園・幼稚園・学校に通っていますか。

N=14



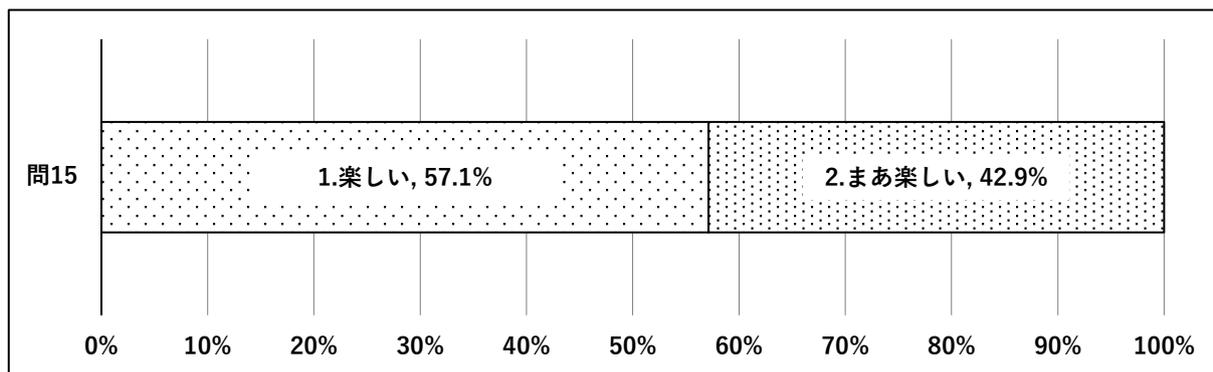
問 14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

N=14



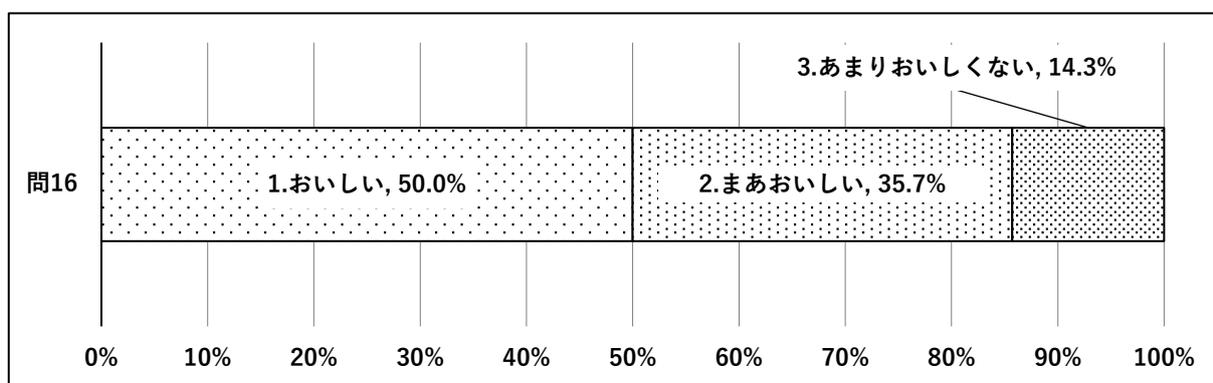
問 15 学習時間以外の活動（午後の活動等）は楽しいですか。

N=14



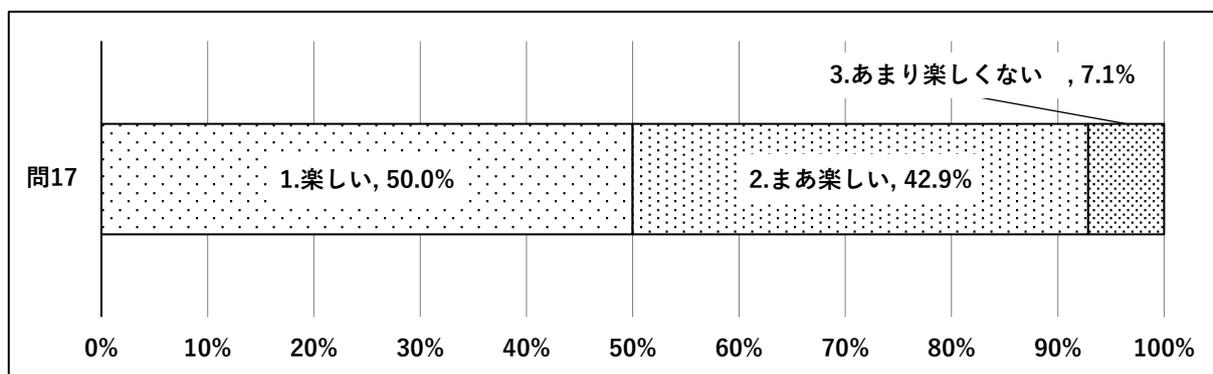
問 16 食事はおいしいですか。

N=14



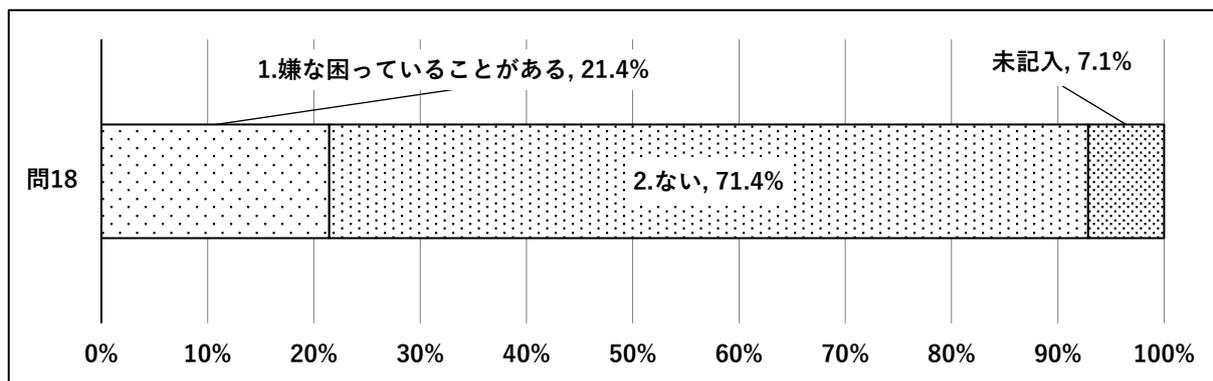
問 17 食事の時間は楽しいですか。

N=14



問 18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。

N=14



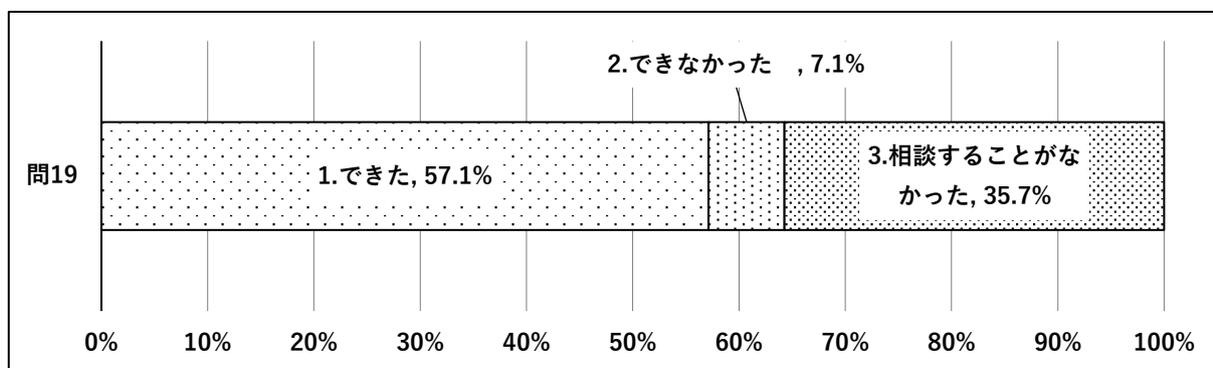
(「ある」と答えた人)それはどんなことですか。

N=3

- ・早く出ていきたい
- ・ごはんの味が薄い
- ・友だちとれんらくとれない 学校に行けない

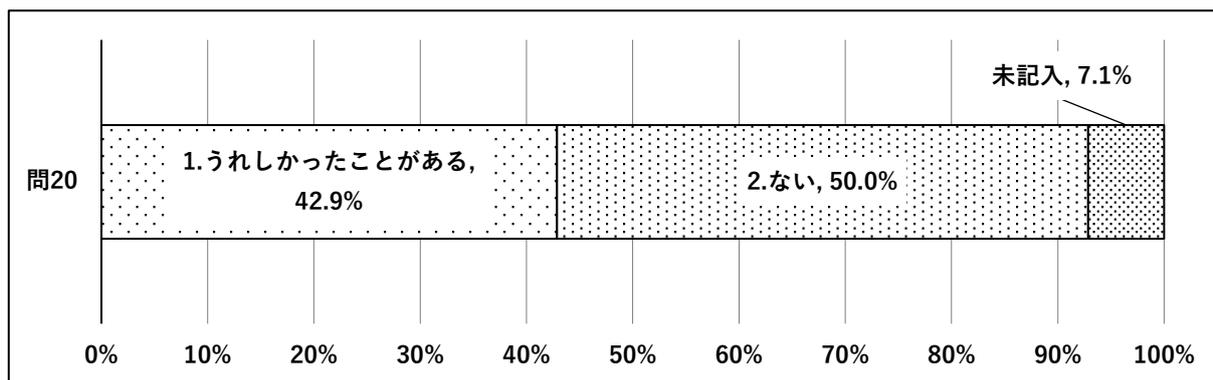
問 19 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。

N=14



問 20 ここでの生活でうれしかったことはありますか。

N=14



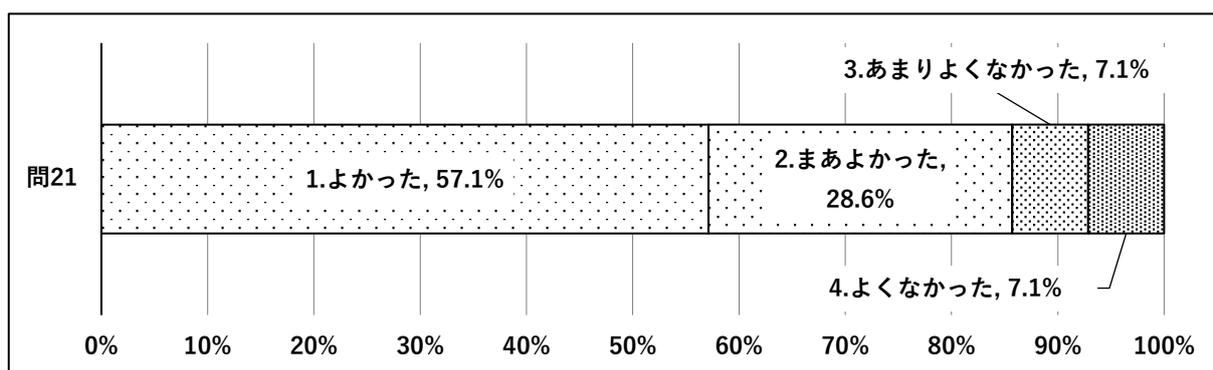
(「ある」と答えた人)それはどんなことですか。

N=6

- ・私のことをすごく理解してくれていること
- ・みんなやさしい
- ・ここにこなかったら今はなしてる友だちと一生あえなかったからあえてうれしい
- ・みんなで遊べること
- ・みんなとあそんだり話したりするとき
- ・職員さんにほめられたこと

問 21 ここでの生活（全体を通して）はどうでしたか。

N=14



問 22 ここでの生活で変えてほしいことやこうなればいいなと思うことがあれば書いてください。

・学習時間がほとんど自習なので、学習のはじめに先生とみんなでちょっとした授業を受けてから学習に取り組みたい。例えば、「熟語しりとり」や「漢字ビンゴ」など

---

・でんしききをつかわせてほしい。たいいくでできることをふやしてほしい。

シャーペンつかいたい。

---

・きょうせいつけれない。マスクのワイヤーもない。

---

・自分の服が着たい。ミサンガがきられた ケイタイぼっしゅうされた マスクのはりがねない  
布団がかたいしうすい

---

・なし(ないです)。

---

・はやく出たい

---

・スマホをつかえるようにしてほしい

---

・しじにしたがう、ほうこくする、けんかしない

---